

外国人の医療費について

- (1) 町田市内の現状は？
- (2) 課題は何か？

2017 年に行われた政府発表によりますと、前年度に日本を訪れた外国人旅行者の人数が、前年比 22%増の 2403 万 9 千人だった事が解りました。

日本を訪れた外国人観光旅行者数が前年を上回ったのは、これで 5 年連続となり、政府は、東京オリンピックが開催される 2020 年には 4000 万人の外国人旅行者が日本を訪れる事を目標に掲げています。

さらに法務省の発表によりますと、2015 年末時点での在留外国人の人数は、前年比 5.2%増の 223 万 2189 人で、統計を取り始めた 1959 年以降で最も多くなりました。

また「経済協力開発機構（OECD）加盟 35 カ国の最新の外国人移住者統計によりますと、日本への流入者は前年比 5 万 5 千人増となり、前年の 5 位から韓国を抜いて 4 位に上昇し、OECD加盟 35 カ国の中で見ても、第 4 位の移民大国となりました。

日本を訪れてくれる外国人の増加傾向は大変喜ばしい事ですが、一方で日本滞在中に病気や怪我で医療機関を受診した外国人旅行者が医療費を支払わず帰国してしまい、医療機関の経営を圧迫するようなケースも増えてきました。

厚生労働省が昨年、医療機関を対象に行った調査では、回答した 1378 医療機関の 35.3%にあたる 486 医療機関が、外国人患者による医療費の未払いを経験していると回答しています。

在留外国人の場合、要件を満たせば日本の国民健康保険に加入できます。近年ではこの制度を悪用し、留学生と偽って日本に入国して高額医療を受ける外国人が急増しています。

6 月 1 日に行われた衆議院厚生労働委員会において、日本を訪れる外国人の中に、実際は留学目的ではないのに留学や就労、扶養などと偽って日本に入国し、日本の国民健康保険に加入して 1 割から 3 割の自己負担で高額な治療を受けて帰国するなど、不正に給付を受けていると疑われる事案が取り上げられました。

日本を訪れた外国人旅行者の場合は日本の国民健康保険に加入できませんが、留学生や技能実習生の場合は、日本の国民健康保険に加入できるためです。

本当は医療目的で日本を訪れているにもかかわらず、入国審査では語学目的や就学、扶養等と偽って来日し、国民健康保険に加入して高額医療を受けるといふ、悪質な手口です。

国民健康保険を悪用するケースで多いのが、肝炎の治療新薬「ハーボニー」や、高額ながん治療薬の「オプジーボ」を使った治療、移植医療などの高額医療を受けるといふケースです。

国民健康保険を悪用しているのは、主にアジア地域から日本を訪れている外国人で、その多くは日本での治療が終わると帰国するというものです。

本来、医療目的で来日する外国人の場合は医療滞在ビザを取る必要があり、その場合は国民健康保険に加入することはできず、日本で受けた医療費は全額自己負担になります。

ある国会議員は、日本を訪れる外国人の国民健康保険の悪用を把握していて、医療ツーリズムで、このような国民健康保険の悪用が拡大すれば、日本の医療費の増大につながるとして、在留資格の適正な管理や国民健康保険制度の見直しも必要だと訴えています。

また一方では、荒川区では国民健康保険の不正利用が疑われる事例として「出産育児一時金」の制度が問題視されています。

国民健康保険に加入していれば、日本人でも外国人でも加入者が出産すれば一律42万円受給できます。

これは、国内で出産しようが、海外で出産しようが、この出産育児一時金は受け取れます。

荒川区では平成26年度ですと、海外での出産により出産育児一時金を受け取った件数は52件あり日本人を含む全ての海外出産者の内、中国人が80.2%、平成27年度ですと65%が中国籍の方々だそうです。

国内での出産も合わせると平成26年度平成27年度とも出産育児一時金の支払い件数の全体の40%近くは外国人に支払われています。

ちなみに荒川区の外国人数は7.7%で中国籍の方は3%ですので、出産一時金の受給比をみても異常さが明らかだと言われております

そこでお聞きします。

(1) 「町田市内の現状は？」について

町田市国民健康保険の出産育児一時金の年間支給件数のうち、海外で出産した件数とそのうち外国人が出産した件数。

同じく海外療養費の年間支給件数のうち、外国人に支給した件数をお聞かせください。

(2) 「課題は何か？」について

外国人の医療費について、町田市の国民健康保険における課題があればお聞かせください。

答弁

項目3の「外国人の医療費について」に、お答えいたします。

まず、(1)「町田市内の現状は？」でございますが、

2017年度の町田市国民健康保険の出産育児一時金件数は349件です。その内、海外出産による支給件数は26件で、内3件が外国人となっております。

また、海外療養費として支給した件数は76件で、内7件が外国人となっております。

次に、(2)「課題は何か？」でございますが、

外国人の医療費や海外出産での出産育児一時金の給付については適切に行われていることから、市としての課題はありません。

再質問①

加速する高齢化等を背景に国の国民医療費は毎年1兆円を超える規模で増え続けており、このままでは近い将来、日本の健康と長寿を支え続けてきた「国民健康保険制度」も破綻しかねないと言われるようになってきました。

厚生労働省の平成28年度 医療費の動向集計発表によりますと国民医療費の伸びは昨年まで年々増加し、ついに40兆円を突破し、41.3兆円となりました。

このうち高齢者に係る老人医療費は全体の3分の1を占めており、年々その割合が上昇しています。

また国民医療費の伸びは国民所得の伸びを上回る勢いで伸び続け、日本の財政を圧迫し続けています。

そのような状況の中、2月にNHKにおいて「訪日客の医療費未払い問題」について報道されました。

翌3月には同じくNHKにて外国人の「医療保険制度”日本で安く治療”実態は・・・」との報道があり大変反響を呼びました。

外国人が治療を受けるために日本にやってきた場合、原則保険に入る事は出来ません。

しかし、留学や扶養や仕事の目的で来日する場合は日本の国民健康保険等に加入できます。

この報道によりますと、日本に留学や仕事や扶養の目的での来日と偽って日本の保険に加入し保険証を手に入れ治療し帰国してしまう。

そしてこの様な例が、年間2万人の外国人を治療する国立国際医療センターでは、明らかに観光目的で日本に来ているはずなのに保険証を持っている等の、保険取得の経緯に疑問がある外国人患者が少なくとも140人いた事がわかり、中には相当高額な治療を受け帰国した外国人もいたそうです。

このようなケースは、生涯に渡り保険料を払い続けている人からすると納得できるものではなく、日本の保険制度の信頼感や公平感にかかわる問題です。

早稲田大学の法学学術院の菊池教授は「信頼があるからこそ、保険料を払って制

度を支えようとする。その根幹が揺らいではいけない」と警鐘を鳴らしています。

ではここで再質問させて頂きたいと思います。

先ほどの答弁では、町田市の外国人の医療費についての件数や金額や現状について、もう少し詳しく教えてもらえますか？

町田市の国民健康保険における外国人の加入状況と、保険給付費のうち外国人に支給した金額について、過去3年間の数字をお願いします。

また、併せて、先ほどの出産育児一時金及び海外療養費についても、過去3年間の数字をお願いします。

答弁

町田市国民健康保険の外国人の加入状況は、2015年度が全被保険者である10万8,165人中2,369人です。同じく2016年度は10万1,086人中2,459人。2017年度は9万5,784人中2,460人となっています。この3年間、外国人の被保険者数は、ほぼ変わっておらず、2017年度は全体の2.5%程度となっております。

町田市国民健康保険の外国人にかかる保険給付費は、2015年度が全保険給付費である259億9千万円中、2億2千万円です。同じく2016年度は250億5千万円中、2億1千万円。2017年度は242億7千万円中、2億円となっています。この3年間、外国人にかかる保険給付費は減少傾向にあり、2017年度は全体の0.84%程度となっております。

出産育児一時金の、海外出産した外国人への支給件数と金額は、2015年度が総件数429件中、海外出産が28件、うち外国人への支給が7件、282万8千円です。同じく2016年度は373件中、海外出産が31件、うち外国人が4件、161万6千円。2017年度の支給は3件、121万2千円となっています。

この3年間、海外で出産する外国人は減少傾向にあり、2017年度は海外で出産した人のうち、12%程度となっております。

海外療養費の外国人への支給件数と金額は、2015年度が総件数92件中、21件、

96万円です。同じく2016年度は86件中、3件、13万円。2017年度は76件中、7件、10万円となっています。

この3年間、海外療養費の支給金額は減少傾向にあり、2017年度は全海外療養費のうち、3%程度となっております。

再質問②

ご答弁によりますと、それぞれ減少傾向である事は解りました。

外国人被保険者数はここ3年では横ばいで、全体の中では2.5%であることが解りました。

海外で出産し、出産育児一時金を受け取った人のうち、外国人の割合は、
2015年度で25%。
2016年度で12%。
2017年度で12%

海外療養費においては、
2015年度で22%
2016年度で3.48%
2017年度で9.2%

である事が解りました。

2015年度で言いますと海外で出産し、出産一時金を受け取った人のうち4分の1が外国人という事です。

2.5%しかいない外国人被保険者が4分の1を占めています。

そもそも外国人が母国での出産費用や治療費を何故日本人が面倒見ないといけないのでしょうか？

見方を逆にしますと、外国に駐在している日本人が日本で治療を受けて、その駐在先の国がその費用を払ってくれるのでしょうか？ あり得ません！

国民健康保険は少子高齢化の影響による財源の枯渇を理由に、年々加入者に厳しくなっています。

2018 年からは都道府県単位化により都内平均の保険料は 26%も値上げとなります。

加入者の 8 割が非正規労働者や無職という生活が厳しい方々が、加入し・支払い・維持している国民健康保険が、外国人を支えていること自体不思議でなりません。

これらの事を国民健康保険に加入せずに共済組合加入者である官僚などの公務員が決めしている事も無責任さすら覚えます。

それでは外国人が国民健康保険に加入する際の要件を教えてください。

答弁

外国人の国民健康保険の加入につきましては、日本の社会保険等に参加されておらず、住民基本台帳法上の住民登録をされた方は、原則として、国民健康保険に参加することになります。

ただし、例外として、医療目的や観光目的の方は、適用除外とされており、国民健康保険へ加入することはできません。

再質問③

町田市では町田市民病院で外国人旅行者等が治療を受け、治療費を受け取れずに未収となった事がありますか？

答弁

すべての外国人旅行者等の未収金は把握しておりません。

外国人の未払い医療費に係る医療機関の負担の軽減を図ることを目的に外国人の不慮の傷病に対応する緊急的な医療の確保に資することを目的とした「外国人の未払医療費を補てんする事業」があります。

市民病院でも本事業を活用し、年 1 人～ 2 人の外国人の未払いに対する補てんをしていただいているところです。

なお、本事業は都内に居住し、又は勤務する者で、例えばオーバーステイや不法入国の外国人を対象としており、健康保険法や生活保護法などや旅行者や出張で来日した方は対象外となっています。

再質問④

つまり、救急で運ばれてきた外国人で治療費が受け取れなかった場合は、税金で補てんする制度があり、市民病院としては負担していないが、日本の税金で補てんしているという事ですね？

そして救急患者は把握しているが、外来患者での外国人旅行者の未収金は把握していないという事ですね？

では、未収金が発生し、外国人が帰国してしまった場合、徴収する明確な手段はありますか？

答弁

先ほどご説明した外国人未払医療費補てん事業では、補てん金の支払対象は医療機関であって、患者本人ではありません。したがって、医療機関としての未収金は解消することになります。

（もし未収金は解消するとの答弁なら）→（病院としては解消しても結局税金で補てんしているじゃないか！）

再質問⑤

町田市では外国人が他人の健康保険証で診察を受けた場合見抜ける手段はありますか？（写真等が無いから無理だろうが。）

答弁

困難である旨の答弁

再質問⑥

町田市では国民健康保険に加入している外国人で、在留資格に偽りがある事を発見する事は可能でしょうか？

答弁

平成29年12月27日付で行われた、厚生労働省の指導に基づき、平成30年1月から平成31年12月までを試行期間として、国民健康保険に加入している外国人の在留資格を確認するための取り組みを行っています。

取組内容は、資格取得後、1年以内に「限度額適用認定証」の交付申請を行った外国人に対して、「住所」「在留資格」「資格取得年月日」「資格取得事由」「就労・就学状況」

などについて、聞き取り等の確認を行うものです。

確認後、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合は入国管理局に通知することになっています。

現在、町田市では入国管理局に通知した事例はありません。

再質問⑦

(つまり、半年前の厚生労働省の指導から、在留資格をある一定程度チェックしているとのことですね？

半年以上前はチェックしてないこと。

そして、ここ半年で行っている在留資格の確認は、資格取得後 1 年以内に「限度額適用申請証」の交付申請を行った外国人のみで、それ以外の外国人には全く確認していないということですね！！??)

それでは、保険証を提示した外国人が海外で出産したとして、出産証明書を持参し、その内容が虚偽内容の記載された証明書であったり、偽造されたものだったりした場合、判別が付きますか？

答弁

海外で出産を行った場合の出産育児一時金の支給につきましては、申請書のほかに現地の医療機関や産院等が発行した出生証明書。これが外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文を添付することで行っています。

海外の全ての医療機関や産院等の証明書サンプルを入手することは物理的に困難であるため、真贋判定はできかねる状況です。

再質問⑧

(真贋の判定は出来ないとの答弁でした)

海外で支払った医療費の一部が、日本で加入する公的医療保険でカバーされる「海外療養費支給制度」があります。

2013 年には大阪市でこの制度を悪用し 39 回も不正受給した外国人が逮捕されました。

しかもこの外国人は実際には国保に加入しておらず、他人の保険証で申請していました。

また同じく 2013 年に堺市ではこの制度を悪用し 9 件のうちの申請で 240

万円不正受給した外国人、男女13人が逮捕されました。

町田市はこういった海外療養費支給制度を悪意を持って利用しようとする外国人の虚偽や水増し請求を水際で見抜く事は100%可能でしょうか？

答弁

被保険者が海外で療養を受けた場合、保険診療の範囲内で海外療養費の支給対象となります。この場合、申請書のほかに診療の内容等がわかる医師の診療証明書。これが外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文。領収明細書が必要となります。

また、2013年に海外療養費の不正受給が問題となったことを契機に、パスポート等、海外へ渡航した事実が確認できる書類の写しの提出が義務付けられました。

町田市では、それ以外にも独自の取組としてインターネットで現地の医療機関が実際に存在しているかの確認を行っています。

これらの取組により、適切な給付が行えているものと考えています。

再質問⑨

(つまり、パスポートを見てその期間、海外に渡航していて、現地の病院がインターネット上で確認出来れば、海外療養費は支給される。虚偽の申請や水増しは、渡航期間が合致していれば、水際で見抜くことは出来ないということが解りました。)

今度は日本人ですが、関連してお聞かせ願います。

外国には日本の健康保険のような好待遇な制度はありません。

そして海外に駐在している日本人は海外旅行保険などに加入していますが、歯科診療に活用できる保険がなく、

海外に在住している日本人が日本に一時帰国し、住民票を日本に一時おき、一旦保険に再加入し、歯などを治療し、再度出国した場合何かお咎めはありますか？

答弁

日本の社会保険等に加入されておらず、住民基本台帳法上の住民登録をされた方は、原則として、国民健康保険に加入することになります。

これらの条件のもと、保険加入した被保険者に対しては、保険者は必要な保険給付を行うことが義務となっています。

再質問⑩

日本の保険証を所有する外国人が、高額な治療を日本で受け、内容的に明らかに日本の保険の被保険者となりえない様な状況が推察出来る時には、町田市は何か独自に調査されたりしますか？

答弁

町田市におきましては、外国人の不当・不法な行為により国民健康保険が悪用されたという事例は見当たりません。また、保険給付等におきましても外国人への偏りはないものと認識しております。

しかし、入国理由を偽り、国民健康保険に加入して保険給付を受けることは不適切な行為であるため、厚生労働省の指導に基づいた取組を行い、在留資格の本来活動を行っていない可能性がある外国人については、必要な措置を取ってまいります。

再質問⑪？

「悪用事例が見当たらない」との答弁ですが、その前の答弁ですと、「調査をしても偽造を見抜けない」「各種証明書の真贋判定も出来ない」との事でした。

何を持って悪用事例が無いといえるのか！！！！

資格取得後1年以内に『限度額適用認定証』の交付申請者のみ聞き取り調査をしているだけでそれ以外の外国人被保険者はチェックすらしていない！

何を持って悪用事例が無いと判断できるのか！！！！

悪用事例が無いとは言い切れないじゃないですか！

現時点で何らかの対策や、行動指針などは出されていますか？

答弁

入国理由を偽り、国民健康保険に加入して保険給付を受けることは不適切な行為であるため、厚生労働省の指導に基づいた取組を行い、在留資格の本来活動を行っていない可能性がある外国人については、必要な措置を取ってまいります。

再質問⑫

私の弟は、仕事で中国の上海と香港と、日本の沖縄を行き来していて、中国にも年の半分は住んでいます。

その弟から聞くに、中国版のツイッターや各種SNS、通常のインターネット

検索などでも、「日本に行って安く高度な医療を受けよう！」また「日本で病気を無料で治療する方法を教えます！」といった記事が見受けられるようになったと言っています。

C型肝炎の治療はC型肝炎ウイルスを駆除する事が基本で、長年、抗ウイルス治療法としてインターフェロン治療が行われてきました。

インターフェロンは、副作用が強く、それに耐えても、必ずしも治癒するとは限らないものです。

そんな中 2015 年 7 月 3 日に「ハーボニー」という名の新薬が承認され、保険及び医療費助成の適用が決定しました。

この新薬治療は、治験結果によると、重い副作用がなく、殆ど 100%に近い確率で治ると期待されています。まさに画期的な新薬の登場と言えます。

このC型肝炎の特効薬とも言える「ハーボニー」の薬価は1錠、5万4千円で投薬期間は12週間です。薬価だけで453万円になります。

国保や社保の加入者は所得に応じて自己負担限度額が月額1万もしくは2万円にまで制限されますので、薬価だけで453万円するハーボニーが月1・2万円で受けられます。

中国で「C型肝炎」「治療」「ハーボニー」とインターネットを検索すると、必ず日本での治療を凱旋する業者のページにあたるそうです。

ちなみにこの夢の新薬「ハーボニー」はまだ中国では承認されていない上に、既に偽物も出回っているそうです。

そしてさらに、中国にはC型肝炎患者が4000万人以上いるそうです。

仮にこれらの方が全て日本で治療した場合、ハーボニーの薬価だけで181兆円以上となり、日本の国民医療費40兆円をはるかに凌ぎ、保険制度は間違い

なく破綻すると思います。

日本の保険制度は、保険適用外治療を除き、1割から3割の自己負担額で高額な治療を受ける事が出来ます。

また合法的に日本に3カ月以上在留する外国人住民であれば、日本人と同じように国民健康保険に加入する事が出来るので、外国人に向けて健康保険の門戸を開いている事は間違いありません。

しかし、それはあくまでも制度の趣旨を遵守した上でのものであって、国民健康保険を悪用する外国人の存在は見逃すべきものではありません。

荒川区の出産育児一時金の例や、関西の「海外療養費支給制度」などの事例を見れば、早急に政府の対応が求められていますが、仮に近い将来、町田市に多くの疑わしい不正受給事案等が発生し、国民健康保険制度の維持が危ぶまれた場合、町田市が政府に対応を求める場合はどのようになさいますか？

答弁

現在は、町田市におきましては、外国人の不当・不法な行為により国民健康保険が悪用されたという事例は見当たらず、保険給付等におきましても外国人への偏りはないものと認識しております。

しかし、入国理由を偽り、国民健康保険に加入して保険給付を受けることは不適切な行為であるため、厚生労働省の指導に基づいた取組を行い、在留資格の本来活動を行っていない可能性がある外国人については、必要な措置を取ってまいります。

東京都の26市の担当で構成される、東京都市国民健康協議会で話題にし、情報提供しいかななくてはならないと感じた。

議員ご指摘の衆議院厚生労働委員会でも実態を調査していかなくてはならないとの加藤厚生労働大臣の発言も御座いました。

また本日発表される厚生労働省の医療費未払いの対策等の動き等を注視していかなくてはならないと思います。

再質問⑬

なかなか行政としては国に制度の改善を求めることは難しいことだと思います。

この問題に関しては後程述べさせていただきます。

今回の一般質問にあたり、町田市の関係部署に日本人と外国人の医療費の各種データの提出をお願いしたところ、現在のところ内外や国籍を分けてデータ収集をしていないとのことで、手作業で1件1件あたっていただきました。

時間的に難しいこともあったかとは思いますが、中々全容が解るようにすることは難しかったと思います。

国保制度の健全な維持のため、日本人、外国人、また国籍で対比出来るようにデータを取られてはいかがでしょうか？

答弁

現行のシステムで、保険給付に係るデータを国籍別に抽出することが可能です。このため、分析等、必要に応じた活用をすることができます。

再質問⑭

国別データの抽出が可能との答弁ですが、当初この質問を通告した際に、抽出は出来ないの「実りあるやり取りにはならない」との事でした。

今の話では国別データの抽出も出来るとの事でしたので、あらゆる角度から外国人の医療費について研究して頂きたいです。

今回の外国人の医療費について一般質問させていただいたのは、外国人の医療費問題について3つの観点から問題があるのではとの思いからです。

3つの観点とは、①「未払い」②「不正受給」③「制度自体」の問題です。

①「未払い」に関して、海外の国々の中では、医療費の未払い対策として、海外旅行保険の加入を入国の条件とするところが少しずつ増えてきています。日本でも医療費未払い問題が今後ますます深刻になるようであれば同様の検討が必要な時期が来ることもあるでしょう。

町田市においては「把握していない」とのことでしたので、早急に現状を把握し、分析することが急がれます。

②「不正受給」に関して、

国民健康医療制度は本来日本国民の為のものでなくてはならないと思います。不正受給には毅然とした対応で臨み、不正受給した外国人に対しては厳罰に処し、賠償請求するのは当然で、払わない場合は強制送還や再入国禁止や、本国に賠償請求すべきです。

肺がんなどの治療に使われる高額抗がん剤の「オブジーボ」は、点滴静脈注射100mgで28万円かかります。

患者さんの状態にもよりますが、1年間で概ね、約1300万円の医療費がかかります。

仮に外国人100人が国保を利用し、オブジーボを使えば13億円の医療費が使われることとなります。

何らかの手段で国保に加入していれば高額療養費制度が使えるため実質府負担は月額5万円程度ですみます。

町田市においては、制度の隙間や、外国の文化までも理解してできた制度ではないことを熟知し、「今はまだ大丈夫だ！」の一本槍の姿勢ではなく、予防的観点からも、危機意識を持って、不正受給させない環境づくりを構築すべく研究することが大切だと思います。

今後益々外国人は増えますよ！

③ そして「制度」の問題です。

まず外国人が日本に3か月住むだけで、日本の国民健康保険に加入できること自体がおかしいのではないのでしょうか。

外国人が本国で出産する場合にも日本の出産育児一時金を支給されること自体もどうなのでしょう？

安倍政権も推進する「高度人材外国人の獲得」があります。

実際国保は生活にゆとりのない留学生にはあり難い制度で、そのおかげで有能な人材が日本に集まっているという側面もあります。

ただ、運用は厳格であるべきで、「日本滞在3か月以上」という加入条件は短すぎると思います。

国保の保険料は所得によって変わりますが、基準にされるのは国内の所得だけです。

外国で大儲けしている大富豪が日本にやって来ても、日本での収入がなければ

最低ラインの保険料で済んでしまいます。

年々上昇する健康保険料を病気であろうが、なかろうが、毎月支払っている国民からすれば不公平と言わざるをえません。

外国人が日本に会社を設立するとして来日し、会社の資本金は使わずに預金してもいいので、どこからか借りて治療が終わって帰国して会社を解散して返金しても良いのです。(今の制度だと)

500万円と手数料で会社の経営者になり、経営ビザを取得して来日すると、晴れて国保を取得して、以前から雇っていた病気でも治療できます。最近多いのがアジアの富裕層で、彼らは最初から企業経営者なので、留学ビザなどの小細工をせずとも国保で治療を受けています。

治療目的で来日して偽って国保に加入し、支払った保険料を大きく超えるような医療サービスを受けるというのは公正ではないと思います。

高額療養費の出現や高齢化社会により、日本の公的保険は財源が枯渇しつつあります。

日経新聞が10万人の医師に調査を行ったところ、52%の医師が国民皆保険は破たんするとの調査結果が出ました。

特に問題が深刻なのが、加入者の8割が非正規労働者や無職という国民健康保険です。

崩壊の可能性が囁かれる今、まず一体誰のための保険であるのかを見直す必要があると思いますし、

「制度」の維持や公平性確保の為に町田市として国に意見をしていくことは難しいと思いますので、その部分に関しては「町田市議会」の皆様と協力しあいながら前に進めていく事が出来れば、課題解決に一步でも近づけるのではないかと思います。

町田市議会では地方自治法 99 条により、国に意見書を提出することが出来ます。

行政では手法が違いますので、中々ハードルが高いとのことでしたが、市議会

では皆様のご協力があれば、可能ですのでそのような役割をしていくことも大切だと思いました。

以上、これら、3点 外国人医療費の①「未払い」②「不正受給」③「制度」について何かご意見があればお願いします。

答弁

もともと国民健康保険制度は性善説で出来ている。ご指摘の通り、社会の変化に対応できない様なほころびが出ている事だと思う。

もとより行政が行う業務は公平・公正が第一だと思う。これからの国の動きや、各種データの動きを注視しながら見て行かなくてはならないと思う。

まとめ

今後、ラグビーワールドカップや、オリンピック・パラリンピック等の影響もあり、町田市にも多くの外国人が訪れること、在留者も増えることが当然のように予想される今、今現在の外国人医療費が多い少ないだけにとらわれず、文化の異なる外国人が多くなっても、対応し得る国民健康保険体制にするために、今からきちんとした予防活動も必要だと思います。

ビザの不法所得というより、制度自体に問題があるとも思います。

「疾患のある人の留学ビザは発給停止」

「会社設立資本金の引き上げや、営業の実態調査」

「海外在住の扶養家族には保険適用しない」などの当たり前の対策が必要だと思います。

国や政府には保険制度の隙間を埋めるだけでなく、在留資格の適性な管理を求めていると思います。